

定 款 細 則
役 員 等 報 酬 規 程
平 成 3 0 年 1 月 1 日 施 行

役員等報酬規程

社会福祉法人御祓福社会

(目的及び報酬等の支給)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人御祓福祉会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

2 寄付金及び銀行等の利子等が少額の現在、財源が不足の為、当分の間、当規程に定める報酬及び旅費等の支給は行わない。

(定義)

第 2 条 本規程で役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 本規程でいう非常勤とは所定週 2 日以上勤務に該当しない勤務をいう。

3 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 所定週 2 日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 理事長、理事及び監事（以下「理事長等」という。）が理事会に出席したときは、別表 1 により報酬を支払う事ができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支払う事ができる。なお、役員等が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第 4 条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費は社会通念上必要な実費を支払うものとする。

(役員および評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬はこれを支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は社会通念上必要な実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に既算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(支給方法と控除)

第9条 報酬および交通費実費等は、通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令により別段の定めがあるものは、これを控除して支払うことができる。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 この規則は、平成30年1月1日より施行する。

別表1 役員等報酬（日額）

理事会出席報酬等 5,000円

評議員会出席報酬等 5,000円

別表2 役員等業務報酬（日額）

理事長業務報酬等 5,000円

理事・監事及び評議員業務報酬等 5,000円

別表3 旅費 宿泊費

実費 20,000円以内